

平成 31 年 3 月 6 日 衆議院内閣委員会議事録

○牧原委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

本日は、質問の時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

菅官房長官に、主に辺野古の埋立ての件につきましてお話をお伺いさせていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、改めましてですが、二月に実施されました沖縄の県民投票、これで辺野古埋立て反対が七二%という民意が示されたわけでございますけれども、これにつきまして、この結果についてどのように受けとめられたのか、改めて教えてください。

○菅国務大臣

県民投票の結果については真摯に受けとめますが、地方公共団体が条例に基づいて行ったものであり、政府としてコメントは差し控えたい、このように私は記者会見で申し上げました。

さらに、その上で申し上げれば、普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点というのは、市街地に位置し、住宅や学校に囲まれて、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の危険除去と返還、普天間飛行場が固定化され、危険な状態がそのまま置き去りにされることは絶対避けなきゃならない、そういう思いの中で、政府としては、一日も早いこの普天間飛行場の返還に努めていきたい、そういう思いであります。

○日吉委員

今、改めまして、真摯にこの県民投票の結果を受けとめるとおっしゃっていただきましたけれども、ここで、真摯に受けとめるといふこの意味をどのように解釈すればいいのかなというのを教えていただきたいのですけれども。

これは具体的には何をするのか、どういったアクションをするのかとか、どういうふうにお考えですか。

○菅国務大臣

一番大事なのは、沖縄の基地負担軽減であります。目に見える形で実現する、それが総理から私どもに指示がありました。

そういう意味で基地負担軽減に全力で取り組んでまいりたい、こういうふうに思います。

○日吉委員

真摯に受けとめるといふことでございますけれども、やはりこれは、県民投票自体が、この普天間基地の危険除去ということを理解した上で、だけれども、辺野古埋立て、これは反対だというふうにおっしゃっているわけですね。

そういった中で、やはり、一旦立ちどまりこれを再考する、こういったことが本当の真摯に受けとめるといふことではないかなと思うんですけれども、この埋立て、これを中断する、再考する、これについてどのようにお考えでしょうか。

○菅国務大臣

きのうも予算委員会で質問がありまして、総理は、そういう状況の中で防衛大臣が判断をしたと。防衛大臣も、一日も早い普天間飛行場の全面返還に努めたい、そういう状況を考える中で判断をしたということでありました。私も同じであります。

さらに申し上げれば、委員御承知のとおり、今から二十三年前に、まさに米軍による事故、そしてさらに事件、そうしたものが契機となって、普天間飛行場の県内移設と全面返還に日米で合意し、それから三年後に、地元の市長と県知事の合意をいただいて、国が閣議決定をしました。

しかし、今日に至るまで、いろいろな紆余曲折があつて、安倍政権になってから十数年たった中で、安倍政権として当時の知事に埋立申請をし、許可をいただいたわけでありまして。そういう中で、その許可をいただいてからも、一旦中断をして話合いの機会を設けたときもありました。

そういう中で、やはり現状、たしか一昨年だったと思いますけれども、普天間飛行場に隣接する小学校の校庭にヘリコプターの窓枠が落下をするという事故もありました。今、子供たちは、避難所というんですか、そういうものを、ベンチのようなものをつくって、今現実的にグラウンドで授業をするときもすぐ避難場所に逃げるができるような、そんな状況でやっていますので、こうした危険な状況というのは一日も早くそれはなくさなきゃならない、そんな思いで取り組んでおります。

○日吉委員

今のお話ですと、普天間飛行場を全面返還してその危険性を除去するには辺野古を埋め立てるしかない、こういう論法でおっしゃられていると思うんですけれども、裏を返しますと、辺野古の埋立てをしないのであれば普天間飛行場の全面返還は諦めよというように聞こえるわけでございます。

しかし、沖縄県民は、普天間基地問題解決を求める思いで、今回、辺野古移設に反対という住民投票の結果を出したわけでございます。その意思を県民投票で示したわけでございますから、そういった意味で、この沖縄の皆さんの意思を尊重しなければならない、このように考えます。

そういった中で、普天間飛行場の全面返還という民意と辺野古基地建設反対という民意があるわけでございますけれども、今のお話ですと、普天間飛行場の全面返還という民意の方がまさっているかのように聞こえるんですけれども、これは何か優劣があるのか。それで、あるのであれば、その根拠を教えてください。

○菅国務大臣

これも何回となく申し上げておりますけれども、普天間飛行場の辺野古への移設、まさに市街地に位置し、周りは学校で囲まれ、世界で一番危険と言われている普天間飛行場の危険除去と返還、そして、固定化されれば危険な状況が置き去りにされる、これが現在の状況だというふうに思います。そういう中で、政府としては、先ほど申し上げましたけれども、地元の市長そして県知事の合意をいただいて閣議決定をし、県知事から承認をいただいて今取り組んでいるところであります。

いずれにしろ、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛

行場の危険除去、そして固定化を避ける、そうしたことを考えたときに、この辺野古移設が唯一の解決策だというふうに思っております。地元の皆さんの御理解をいただく中で、住環境、自然環境に配慮しながら進めさせていただきたい、このように思っています。

○日吉委員

今、沖縄の玉城デニー知事は、辺野古の埋立てを一旦中止する、そして再考をする、これを訴えられているわけでございますけれども、そういった中で、憲法九十五条との今回の埋立ての関係をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

九十五条では、特定の地方公共団体のみに適用される特別法については、その地方公共団体の住民投票で同意を得なければ国会は制定することができない、こういった内容でございますけれども、まず、この憲法九十五条の趣旨を教えてください。

○岩尾政府参考人（内閣法制局第一部長）

お答えいたします。

お尋ねの憲法第九十五条は、一の地方公共団体のみに適用される特別法、すなわち、特定の地方公共団体の組織、運営又は権能について特例を定める法律は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない旨を規定しているものでございます。

○日吉委員

今、制定している内容はわかったんですけれども、そもそも、この憲法の理念といいますか、これをつくっている、これが規定されている趣旨、何のために、何を回避するためにこれができているんですか。

○岩尾政府参考人（内閣法制局第一部長）

お答えいたします。

全ての地方公共団体に適用される一般的な法律とは異なりまして、特定の地方公共団体のみに適用される法律を制定するということは、その地方公共団体のみを特別に取り扱うものである、こういった点に鑑みまして、この憲法九十五条は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会の立法権を特別に制約する例外規定として設けられたものであると理解しております。

○日吉委員

今お話ございましたけれども、この憲法九十五条の趣旨というのは、今回、法律ではございませんけれども、国による特定の地方公共団体に対する不利益な取扱い、異常な介入、こういったものを回避する趣旨ではないかな、こう理解しております。

そういったところを今回のこの辺野古埋立てに当てはめると、沖縄の県民投票で辺野古埋立て反対の民意が示されたという中で、沖縄県が反対していることを国が強引に押し進めているということはけしからぬということになるわけでございます。

すなわち憲法に反する、このように考えておりますが、この点について、菅官房長官、どのようにお考えでしょうか。

○菅国務大臣

地方公共団体の条例に基づく今回の県民投票というのは憲法第九十五条に規定するものとは異なるものであって、この規定に基づいて埋立工事を中止すべきものではない、このよう

に考えています。

○日吉委員

確かに法律の定めではございません。

ただ、趣旨としてはやはり、国が地方の考え、民意を無視して何か強引に法律をつくってはいけない、介入してはいけない、こういった趣旨でこの憲法九十五条というものはあるわけでございます。

そういった中で、今、この辺野古の埋立て、これを見ていくと、国が沖縄の反対だという民意を無視した上でそれを押し進めているように、こういうふうに見えるわけですがけれども、それ自体は、この憲法九十五条が、国が不当に介入するとかそういったことをやめましようと言っているこの精神に反するのではないか、この憲法の精神に反しているか反していないか、教えてください。

○菅国務大臣

ぜひ御理解をいただきたいんです

けれども、この埋立てというのは、先ほど申し上げましたが、二十三年前に、日米の合意によって、危険な普天間飛行場を県内に移設しよう、そういう中で、それから三年かかって、地元の市長と県知事の合意をいただいて閣議決定をされ、そしてそれから十年前後かかって、正式に埋立申請をし、そして県知事から埋立ての許可をいただいて行っているものであることをぜひ御理解をいただきたいと思います。

○日吉委員

時間も大分なくなってまいりましたが、もう一点、公有水面埋立法についてお伺いをさせていただきます。

公有水面埋立法では、埋立てを承認する要件として、国土利用上適正かつ合理的ということをお定めしております。地元の県民が非常に強く反対するこの辺野古の埋立てが国土利用上適正かつ合理的であるか、こういう条件を本当に満たしているのかどうか教えてください。

○林政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局次長）

お答えをいたします。

委員お尋ねの辺野古の埋立てにつきましては、沖縄防衛局から、沖縄県が行いました承認の撤回に対しまして審査請求及び執行停止の申立てが行われておりまして、現在審査請求手続中ということでございます。

沖縄防衛局及び沖縄県の双方から提出されました書面の内容を検討し、審査をしているところでございますので、この件についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

その上で、一般論で申し上げますと、公有水面埋立法に基づく埋立承認の手続におきましては、委員御指摘の公有水面埋立法二条に規定する埋立地の用途や設計の概要など、こうした事項が記載された願書や添付書類をもとに、周囲の土地利用の現況等との整合性、すなわち、「国土利用上適正且合理的ナルコト」などを含めた同法四条一項の基準に適合するか否かを判断することとされております。

○日吉委員

お答えできないということではございましたけれども、二〇一六年の九月の福岡高裁那覇

支部判決文には、国土利用上の観点からの当該埋立ての必要性及び公共性の高さ、埋立てに係る環境への影響などを比較考量し、地域の実情などを踏まえて総合的に判断するということがこの適正性や合理性を判断するに当たっての指針だというふうにならうかと考えております。そういったところを踏まえたと、適正性、合理性につきまして、今回の県民投票の結果で反対だといった民意、地域の実情、こういったものを踏まえた場合に、非常に合理性、適正性に疑義が生じていると思います。この点につきまして、菅官房長官、どのようにお考えになりますか。

○辰己政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

お答えします。

御指摘の福岡高裁那覇支部の判決は、沖縄県知事が行った埋立承認取消処分は違法であるとの国の主張を全面的に認めたものと承知しております。

既に裁判所の判断が示された判決の内容について、今回の県民投票の結果という判決後の事情を踏まえてコメントすることは差し控えたいと思っております。

○日吉委員

コメントを差し控えるということではございますけれども、この適正性、合理性の判断をするに当たっては、当然裁判で言われている内容をもとに判断するわけですから、地域の実情を考えるというのは当然当たり前の話でございます、それを踏まえた上で判断をしていかなければいけないということになろうかと思っております。

そしてもう一つ、この判決文の中に、辺野古埋立てに反対する民意には沿わなくても、普天間飛行場全面返還の民意には沿っている旨の記載がありましたが、今回の県民投票の結果を受け、辺野古埋立てに反対する方の民意に沿わなくていいのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○辰己政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

繰り返しになって恐縮でございますが、これについては、福岡高裁那覇支部で二十八年九月に、沖縄県知事の行った埋立承認取消処分は違法であるという国の主張を全面的に認めたものである、その中の記述だと承知をしています。

先ほど申したように、既に裁判所の判断が示された判決の内容でございますので、これについて、今回の県民投票の結果という判決後の事情、これを踏まえたものについてコメントすることは差し控えたいと思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、最後に一言申し上げたいと思っております。

今回の県民投票の結果を受けまして、それにもかかわらず、岩屋防衛大臣はさきの参議院予算委員会におきまして、工事を続ける方針を事前に決めていた、こういった話があったり、沖縄の民主主義と国の民主主義があたかも違うかのような発言があったりしておりますけれども、この民意を受けとめて、一旦立ちどまり再考することをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。